平成２４年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿屋市大浦町14436番地１、前住所鹿児島県鹿屋市大浦町11462番地　県営大浦団地5034号
債務者　中野　利文
１　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
富山市赤田578番地　赤田グリーンマンション101号
債務者　岩倉　定一
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１９号
富山市綾田町３丁目６番61―６号　雷鳥荘
債務者　袋　　博行
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７６４号
愛知県半田市庚申町１丁目25番地の５
債務者　間瀬　美代
１　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４号
青森県八戸市東白山台２丁目23番23号　ル・ホワイエ202号、前住所盛岡市津志田西１丁目25番８号　アストロズ102号
債務者　辻川　泰行
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
青森県八戸市諏訪２丁目18番16号　えびな荘５号
債務者　高柳仁太郎
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
青森県八戸市柏崎２丁目３番９―403号　東カンマンション、前住所青森県八戸市湊高台６丁目13番６号　れんげ荘
債務者　一山　俊實
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
青森県八戸市大字河原木字高館43番地１、前住所青森県むつ市大字田名部字土手内74番地576
債務者　高野　典子
１　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１００４３号
東京都世田谷区太子堂４丁目４－２―902
破産者　井田　典幸
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６０号
東京都目黒区目黒本町１丁目13―21―101
破産者　横田　直人
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６２号
埼玉県草加市稲荷４丁目13―41―102
破産者　岸　　隆史
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６３号
埼玉県草加市稲荷４丁目13―41―102
破産者　岸　　美幸（旧姓赤田）
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７８号
東京都杉並区荻窪１丁目49―29―102
破産者　竹田　寛康
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１００号
東京都中野区南台２丁目48―23―301
破産者　榎本　美信（旧姓田村）
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１０２号
埼玉県新座市道場１丁目12―16―Ｂ―203
破産者　舩津貴一郎
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６５号
川崎市川崎区小川町２番地１
破産者　有限会社大新楼
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
長野県安曇野市穂高柏原2391番地１
破産者　株式会社大自然
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３０７号
名古屋市西区城西２丁目22番５号
破産者　株式会社ヘクトギャランティ
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１０号
大阪市中央区内平野町１丁目３番１号
破産者　株式会社テンダーハート
１　決定年月日　平成24年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部